

第 1 監査の種別

財政援助団体等監査

第 2 監査の対象

団体名 有限会社 ゆうひパーク三隅

所管の部課名 三隅支所産業建設課

第 3 監査の方法

今回の監査は地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査（出資団体、指定管理者）である。出資団体及び指定管理者の出納その他の事務及び所管部課の指導監督等の事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係資料の提出を求め、証拠書類等の照合等を行い、関係職員の説明を聴取した。

第 4 監査の着眼点

1 出資団体・指定管理者

- (1) 定款並びに経理規定等諸規定は整備されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 出納関係帳簿等の整備、記帳は適正にされ、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- (4) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (5) 事業報告書は適正に作成されているか。
- (6) 利用促進のための努力はなされているか。

2 所管部課

- (1) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (3) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (4) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指導を行っているか。
- (5) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている

場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第 5 監査の期間

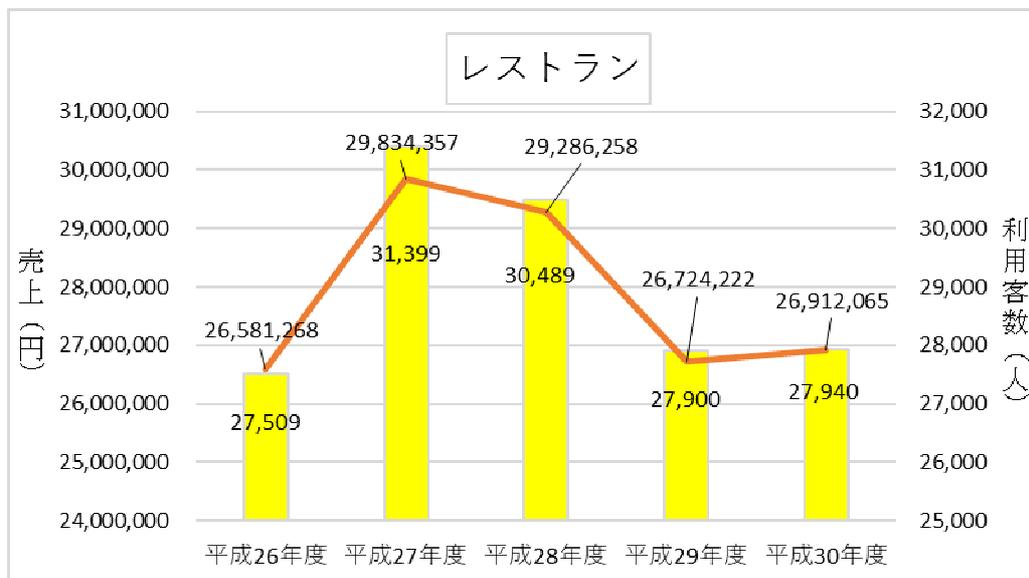
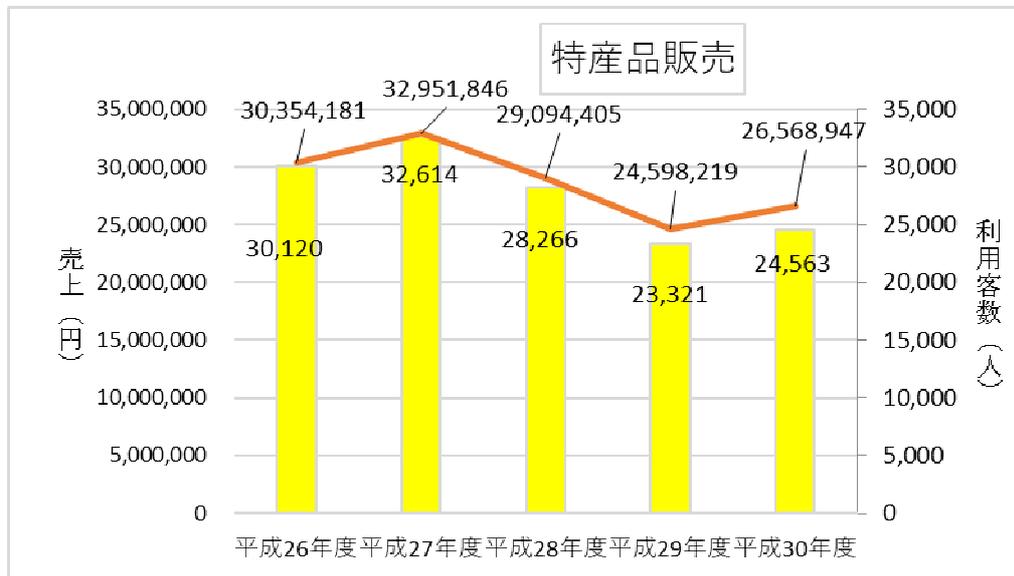
令和元年 9 月 11 日から令和元年 12 月 5 日まで

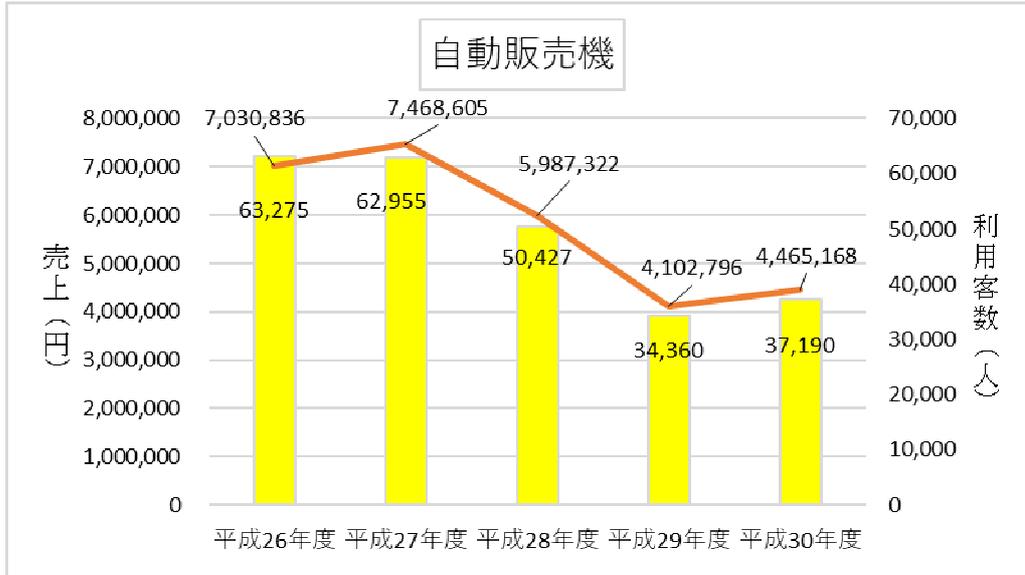
監査委員によるヒアリング実施日 令和元年 11 月 21 日

第 6 団体の概要

- 1 名 称 有限会社 ゆうひパーク三隅
- 2 設立年月日 平成 6 年 6 月 6 日
- 3 資 本 金 6,000,000 円
- 4 市の出資額及び出資比率 3,400,000 円 56.7%
- 5 設置の目的 特産品の展示販売と地域情報の発信を通じ、地域産業経済の振興と交流人口拡大を目指すため。
- 6 施設の概要
 - (1) 敷地面積 912.14 m²
 - (2) 延床面積 370.00 m²
 - (3) 施設内容
道の駅（情報コーナー）、展示販売コーナー、レストラン
 - (4) 事業内容
特産品等の展示・販売、レストラン事業、道路・観光情報の提供等
- 7 施設の開館時間等
 - (1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
 - (2) 休館日 なし（年中無休）
- 8 従業員の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）
正規職員 2 名、嘱託職員 1 名、パートタイマー 5 名 計 8 名
- 9 指定管理業務期間
平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 10 指定管理料
7,569,000 円（単年度）
- 11 施設の利用状況
特産品販売、レストラン、自動販売機の過去 5 年間の利用状況は次のグラフのとおりである。平成 28 年 12 月に浜田三隅道路が開通したことが、来客数や売上に影響を及ぼしているが、地元産品の販

売を中心に、「ゆうひパーク三隅便り」やフェイスブックを活用するなどして営業努力をすることにより、平成30年度は平成29年度に比べ、売上や来客数が若干伸びてきている。





12 施設の経営状況

平成30年度の決算状況は次のとおりである。

	費目	決算額 (円)
収 入	売上高	57,946,180
	指定管理料	7,008,333
	利用料金収入	469,360
	営業外収益	1,595,034
	収入計	67,018,907
支 出	売上原価	34,551,434
	人件費	22,712,127
	販売費	7,246,019
	管理費	3,956,542
	特別損益	62,858
	法人税・住民税及び事業税	81,139
	支出計	68,610,119
	収支差引	▲1,591,212

※事業報告書より抜粋。

※消費税分を控除している。

第7 監査の結果

監査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、要望事項として以下に記述するので、参考にさせていただきたい。

(1) 出資団体・指定管理者について

浜田三隅道路が開通した影響で交通量が減ったことにより、道路開通前に比べると売上が下がっているものの、地元の商品を積極的に取り扱い、また、各種イベントを企画し集客に努めるなどして、平成29年度に比べるとやや売上が伸びており、経営努力の成果は評価できる。しかし、まだまだ安定しているとは言えない状況であり、今後も長期的視野に立ち、経営改善に取り組んでいただきたい。

また、就業規則を整備し、会計管理は税理士に委託しており適正な運営に努めていることを認めた。しかし、金銭管理等についての具体的な規程は整備されておらず、現金管理等、複数でチェックするなど、会計業務を正確かつ迅速に処理するためにも、出納事務規程を整備されることが望ましい。

協定書において、情報管理について浜田市個人情報保護条例に準じて適正に管理するよう規定してあるため、所管する担当課の指示を仰ぎながら研修を行う等して管理に努められたい。

近年大規模な災害がいつ起きるか分からない状況にある。指定管理者の仕様書にも防犯・防災対策等について記載してあることから、マニュアルを作成した後も毎年見直しをする等して、団体内で共有されるよう努められたい。

(2) 所管部課について

団体の経営状況について定期的に協議を行い、指導に努め、また、施設の利用状況について注意を払っていることが確認できた。

団体への要望にも記載しているが、情報管理については、適正な管理がされるよう指導するとともに、防犯・防災対策等について、マニュアルが団体内で共有されているか、毎年見直しがなされているかを確認されるよう努められたい。